能登地域森林計画の変更（案）の概要

○計画期間

令和7年４月１日～令和17年３月３１日の１０年間

（現行計画の経緯
樹　　立：令和６年度（令和７年１月１４日公表）
変　　更：令和７年度）

○対象とする市町の区域

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町の５市７町

第２章　計画事項（共通編）（本編 -2-1- ～）

森林の整備及び保全に関する石川県共通の方針として、立木竹の伐採、造林、保育の標準的な方法を定めると共に、森林の有する機能の高度な発揮を図るための森林の施業方法、保護の方針等をまとめた章。

＜前期計画からの主な変更点＞

全国森林計画の修正にあわせ、以下の事項の文言を追加

- 効率的施業森林区域の設定
- 生物多様性保全の一層の推進
- 野生鳥獣対策や林野火災予防対策の推進
- 林地開発許可制度の厳正な運用

令和８年に閣議決定された林業基本計画、及び全国森林計画における林種と林種の細分の変更にあわせ、森林の区分、および各区分の施業方針を更新

従来			本年度より	
林種	（旧）林種の細分		林種	（新）林種の細分
人工林	育成単層林	→	人工林	－
人工林	育成複層林	→	人工林	複層状態の森林
天然林	育成単層林	→	利活用天然林	－
天然林	育成複層林	→	利活用天然林	－
天然林	天然生林	→	天然林	－

※人工林の育成単層林と育成複層林の細分を廃止し、複層状態の森林という細分を設ける。

※新たに「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」の林種を設ける。天然林のうち旧区分の「育成林（育成単層林・育成複層林）」は、人為により成立させ維持される森林であり、何らかの人の手が加えられた森林と考えられることから、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」とする。

第３章　計画事項（能登森林計画区編）

第４－２　保安林の整備及び治山事業に関する計画

治山事業地区数	現計画	今回計画	増　減
	208地区	227地区	+ 19地区

地震と豪雨による山腹崩壊への対策を実施するため、地区数を増加

第５－２　林道の開設及び拡張に関する計画

林道開設	現計画		今回計画		増　減	
	59 路線	37 km	60 路線	38 km	+1 路線	+1 km

→集約化の拡大に向けた地元調整により、新たな路線の追加が必要となったため、開設路線を増加させる。

	現計画		今回計画		増　減	
林道拡張	71 路線	改良 97箇所 舗装 48 km	74 路線	改良 100 箇所 舗装 48 km	+3 路線	改良 +３箇所 舗装 増減なし

→降雨による路面の洗掘等を踏まえ、林道利用者の通行の安全確保を図るため、林道拡張路線を増加させる。